

絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略（骨子案）

（平成24年12月13日中央環境審議会野生生物部会提出資料）

第1章 背景

- 生物多様性基本法及び生物多様性国家戦略2010を踏まえ、平成23年度、環境省では絶滅のおそれのある野生生物の保全について、これまでの我が国の政策の実施状況を点検した。点検は、①我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検と、②希少野生生物の国内流通管理に関する点検の2つに分けて実施され、それぞれの有識者による点検会議において、今後取り組むべき課題等が提言されたところ。
- その後、平成24年9月には、生物多様性条約の戦略計画2011－2020（愛知目標）を踏まえた我が国の生物多様性国家戦略2012－2020を閣議決定した。生物多様性国家戦略2012－2020では、愛知目標の個別目標12を受けて、以下の国別目標C-2（抜粋）を定めている。

「2012年版環境省レッドリストにおける既知の絶滅危惧種において、その減少を防止するとともに、新たな絶滅種（EX）となる種（長期に発見されていない種について50年以上の経過等により判定されるものを除く）が生じない状況が維持され、2020年までに、最も絶滅のおそれのある種である絶滅危惧IA類（CR）または絶滅危惧I類（CR+EN）については、積極的な種の保全や生物多様性の保全に配慮した持続可能な農林水産業の推進による生息・生育基盤の整備などの取組によりランクが下がる種が2012年版環境省レッドリストと比べ増加する。」
- この目標の達成に資する具体的施策の一つとして、上記の点検結果を受け、絶滅のおそれのある野生生物種（絶滅危惧種）の保全を全国的に進めるための基盤として、保全の進め方や保全すべき種の優先順位付け等を盛り込んだ戦略を作成することが記述された。

第2章 目的

- 本保全戦略は、生物多様性国家戦略2012－2020に基づき、環境省が自らの取組を中心に策定する。
- 絶滅のおそれのある野生生物の種の保全の目的は、種の絶滅を回避し、最終的に本来の生息・生育地における当該種の安定的な存続が確保されること。
- 本保全戦略では、生物多様性国家戦略の国別目標C-2の達成に向けて、我が国に生息・生育する絶滅危惧種（環境省レッドリストの絶滅危惧I類及びII類）を対象とし、その保全を全国的に推進するために、基本的な考え方と早急に取り組むべき施策の展開を示す。
- なお、本保全戦略の進捗状況については、生物多様性国家戦略の点検及び見直しにあわせて点検を行うこととする。

第3章 我が国の絶滅危惧種の現状と課題

1. 第4次レッドリストの結果

- 環境省では、我が国に生息・生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定し、レッドリストとして公表している。
- レッドリスト及びレッドリスト掲載種の生息状況等を取りまとめて編纂したレッドデータブックは、絶滅危惧種の状況について国民の理解を促し、保護の推進に広く活用される事を目的に作成された基礎的資料である。環境省では、レッドリストを概ね5年、レッドデータブックを概ね10年を目途に見直しを行っている。
- 平成24年度公表の第4次レッドリストでは、絶滅危惧種（絶滅危惧I類及びII類）として10分類群合計で3,574種（現時点で魚類は第3次リスト種数）が掲載された。第3次レッドリストより419種増加した。種数の増加の要因には貝類における評価対象の拡大といった事情があるものの、我が国の野生生物が置かれている状況は依然として厳しいことが明らかとなった。

2. 絶滅危惧種の保全に関する現状と課題（平成23年度点検結果）

- 平成23年度の点検では、環境省第3次レッドリストの絶滅危惧種3,155種を対象として、レッドデータブックや付属説明資料の情報を元に、減少要因に関する全体的な傾向を見た。絶滅危惧種の減少要因は多岐にわたるが、代表的な減少要因として開発、捕獲・採集、遷移進行、過剰利用、水質汚濁、外来種の影響、農薬汚染、管理放棄等がみられた。ただし、これらの減少要因は、対象種が絶滅危惧種と評価されるに到った要因を示したものであり、現在において同種の回復を阻害している要因では必ずしもないことには留意が必要。
- また、点検では、抽出された代表的な減少要因に対応する対策に関連した代表的な制度を整理し、それらの制度のうち一部について、絶滅危惧種又はその生息・生育地の保全等各制度による対応状況を点検した。（表1）
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）の制定（平成4年）をはじめ、環境影響評価法（平成9年）、自然再生推進法（平成14年）、特定外来生物による生態系等に関する被害の防止に関する法律（外来生物法）（平成16年）、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性地域連携促進法）（平成22年）など、野生生物や自然環境の保全に關係する法律が制定されている。また、自然公園法（昭和32年）等においても、生物の多様性の確保に寄与するため、保全対策の強化が行われてきている。
- 地方公共団体においても、条例等に基づいて絶滅危惧種を含む希少種の保全のための施策を講じており、平成23年現在では、31の都道府県が、希少な野生動植物の保護等を目的とした条例を制定している。

表1 代表的な減少要因に対して想定される対策と関連制度

| 減少要因 | 想定される 主な対策 | 関連する代表的な既存制度の例 | 保全状況 の例 ^(注1,2) |
|---|--|--|---|
| (1)生息・生育地の 減少又は劣化 | ○既に失われた生息・ 生育地の再生等 | ・自然再生事業(自然再生推進法) ・生態系維持回復事業(自然公園法、自然環境保全法) | |
| 開発 | ○一定の区域内の 開発規制(保護地 域) | ・生息地等保護区(種の保存法) ・鳥獣保護区内の特別保護地区(鳥獣保護法) ・国立・国定公園(自然公園法) ・自然環境保全地域等(自然環境保全法) ・保護林・緑の回廊(国有林野の管理経営に関する法律) ・特別緑地保全地区等(都市緑地法等) ・希少種保護条例に基づく保護地域内の開発規制 ・その他条例に基づく保護地域内の開発規制 ・その他(地域指定の天然記念物、保安林、保護水面等) | 保護地域カバー 率(開発):21% |
| | ○事業時の環境配 慮等 | ・環境影響評価(環境影響評価法) ・その他条例に基づく環境影響評価の制度 | |
| 過剰利用等 | ○一定の区域内の 立入・乗入等の利 用制限(保護地 域) | ・生息地等保護区内の管理地区(種の保存法) ・鳥獣保護区内の特別保護指定区域(鳥獣保護法) ・国立・国定公園内の特別地域等(自然公園法) ・原生自然環境保全地域、自然環境保全地域内の特別地区 等(自然環境保全法) ・保護林(国有林野の管理経営に関する法律) ・特定自然観光資源(エコツーリズム推進法) ・条例に基づく保護地域内の立入・乗入等規制 | 保護地域カバー 率(過剰利用等): 31% |
| | ○利用時の環境配 慮等 | ・エコツーリズム推進協議会等(エコツーリズム推進法) | |
| 管理放棄・遷移 進行等 | ○生息・生育地の維 持管理等 | ・地域連携保全活動(生物多様性地域連携促進法) ・風景地保護協定(自然公園法) | |
| (2)種の捕獲・採集 | ○捕獲規制 | | 種指定率:64% |
| | 区域を定めず 種等を指定した 捕獲・採集の制 限 | ・国内希少野生動植物種の捕獲規制(種の保存法) ・鳥獣の捕獲規制(鳥獣保護法) ^{注3} ・地域を指定しない天然記念物(文化財保護法) ・希少種保護条例に基づく捕獲規制 ・その他(水産資源保護法の保護動物など) | 種指定率(国):7% 種指定率(県): 25% |
| | 一定の区域を 定めた全種ま たは指定種の 捕獲・採集の制 限 | ・国立・国定公園内の特別地域等(自然公園法) ・原生自然環境保全地域、自然環境保全地域内の特別地区等(自 然環境保全法) ・鳥獣保護区(鳥獣保護法) ^{注3} ・地域指定の天然記念物(文化財保護法) ・保護林(国有林野の管理経営に関する法律) ・条例に基づく保護地域内での捕獲規制 | 保護地域カバー 率(捕獲等):6% 種指定率(保護地 域内):50% |
| (3)生態系の搅乱 | | | |
| 外来種等による 捕食・競合等 (シカ等の中大 型哺乳類の個 体数増加・分布 拡大を含む) | ○外来種等の放出 等規制 | | |
| | 区域を定めず 種指定 | ・特定外来生物の放出規制(外来生物法) ・地方自治体の条例等による外来種の放出規制 | |
| | 一定の区域を 定める(保護地 域内) | ・生息地等保護区内の管理地区(種の保存法) ・鳥獣保護区内の特別保護指定区域(鳥獣保護法) ・国立・国定公園内の特別地域(自然公園法) ・原生自然環境保全地域、自然環境保全地域内の特別地区(自然 環境保全法) ・条例に基づく保護地域内の放出規制 | |
| | ○外来種等のモニ タリング、防除等(シ カ等の個体数調整 を含む) | ・特定外来生物の防除(外来生物法) ・生態系維持回復事業(自然公園法、自然環境保全法) ・鳥獣保護区における保全事業(鳥獣保護法) ・保護林・緑の回廊(国有林野の管理経営に関する法律) ・地域連携保全活動(生物多様性地域連携促進法) | |
| 水質汚濁・農薬 汚染 | ○一定の区域内の 排出規制(保護地 域) | ・生息地等保護区内の管理地区(種の保存法) ・国立・国定公園内の特別地域等(自然公園法) ・原生自然環境保全地域、自然環境保全地域内の特別地区(自然 環境保全法) ・条例に基づく保護地域内の排出規制 | |
| | ○区域を定めない 排出等の規制 | ・水質汚濁防止法による污水等の排出規制、農薬取締法によ る農薬の使用規制等 | |
| ○対象種の個体数の積極的な維持・回復 (保護増殖)など | | ・保護増殖事業(種の保存法) ・希少種保護条例に基づく保護増殖の取組 | など |

注 1:「保護地域カバー率」は、当該減少要因にかかる絶滅危惧種の分布域(分布データのある種に限る)を国立・国定公園、自然環境保全地域等、国指定鳥獣保護区、生息地等保護区がカバーしている割合を示す。

注 2:「種指定率(国)」は、捕獲・採集を減少要因とする絶滅危惧種のうち国内希少野生動植物種、狩猟鳥獣以外の鳥獣、天然記念物として捕獲等が規制されている種数の割合を、「種指定率(県)」は同じく希少種保護条例によって指定され捕獲等が規制されている種数の割合を、「種指定率(保護地域内)」は同じく国立・国定公園の特別地域、同じく海域公園地区、自然環境保全地域の特別地区で指定され区域内の捕獲等が規制されている種数の割合を示す。「種指定率」はこれらの合計(重複は除く)。

注 3:鳥獣保護法により鳥獣は、狩猟によるものを除き原則捕獲が禁止されているが、鳥獣保護区では狩猟を行うことができない。

- このように、保全に関する制度的な整備は進んできたといえるが、絶滅危惧種の保全にこれらの様々な既存の制度が十分に活用されてきたとはいえない。このため、対象種の特性や減少要因等の状況に応じて、関連する様々な制度を効果的に活用することが重要。
- 制度運用強化のためには、知見、技術、人員、資金等の確保が重要である。同時に、これらの様々な制約の中で種の絶滅回避のための取組を効果的に推進していくためには、保全に取り組む種の優先順位を明らかにしたうえで、具体的な施策を計画的に実施することが重要。
- 点検結果からは、具体的な施策を検討するために必要な絶滅危惧種に関する知見が不足していることも明らかとなり、必要な情報の収集・蓄積と関係者間の共有が求められている。

第4章 基本的考え方

- 点検会議の提言を元に、絶滅危惧種の保全にあたって基本的な考え方を記述する。あわせて、生息域外保全及び野生復帰の基本的な考え方については、それぞれ整理した基本方針等をもとに整理を行う。
- 本章では、環境省が絶滅危惧種の保全を推進するに当たっての基本的な考え方を示すものであるが、具体的な法制度等の活用の考え方を除き、地方公共団体等で保全政策が実施される際にも参考となるものである。

1. 絶滅危惧種保全の優先度の考え方

- 種の存続の困難さと対策効果の大きさの視点で評価し、保全に取り組む種の優先度を決定。
- 種の存続の困難さは、レッドリストのカテゴリー（ランク）を基本とする。なお、種によっては増殖率や個体の移動範囲等の特性が大きく異なっていたり、減少要因や生息環境等の種が置かれている状況も様々であるため、レッドリストで同じカテゴリーとされたものでも優先度が異なる場合があることに考慮する。また、カテゴリーにかかわらず急激な状況の悪化によって緊急対策を要すると判断される種についても優先して保全に取り組む。
- 対策効果の評価には、生息・生育地の生態系等に対する効果、社会や地域住民に対する普及効果、他の絶滅危惧種に対する保全の波及効果を含める。
- 上記の優先度の考え方は地方公共団体等が絶滅危惧種の保全に取り組む際にも考慮されるべきものである。環境省が主導して保全に取り組むに当たっては、上記の考え方方に加えて、個体の広域的な移動性、流通規模、先駆性、全国レベルでの生物学的重要性（生物多様性上重要な地域に生息する種、固有種等）、国際的な協力の必要性等を考慮する。

2. 効果的かつ計画的な保全対策の考え方

（1）種の特性や減少要因を踏まえた対策の選定

- 対象とする種の保全を効果的に実施していくためには、それぞれの種の特性

(分布様式や特定の環境への依存度合い、増殖率等) や減少要因を踏まえて、様々な保全対策(図1)の中から有効な対策を適切に選定し、必要に応じて対策を組み合わせて実施することが重要である。

- 例えば、捕獲・採集圧が主な減少要因である種に関しては、捕獲及び流通の規制が有効である。
- また、生息・生育地の減少又は劣化が著しい種については、生態系の維持・改善を図る施策(保護地域による開発規制や自然再生による環境改善等)が必要であり、特に増殖率が高く環境の改善により速やかに回復が見込まれる特性を持つ種には有効である。
- 一方、既に生息・生育地の保全だけでは種の存続が困難にある種や、そこまで危機的ではなくとも一旦個体数が減少に転じると回復が困難な傾向にある種については、対象種の個体数を積極的に維持・回復するため、生息域外保全も含めて複数の施策を横断的に行う保護増殖の取組を検討する必要がある。

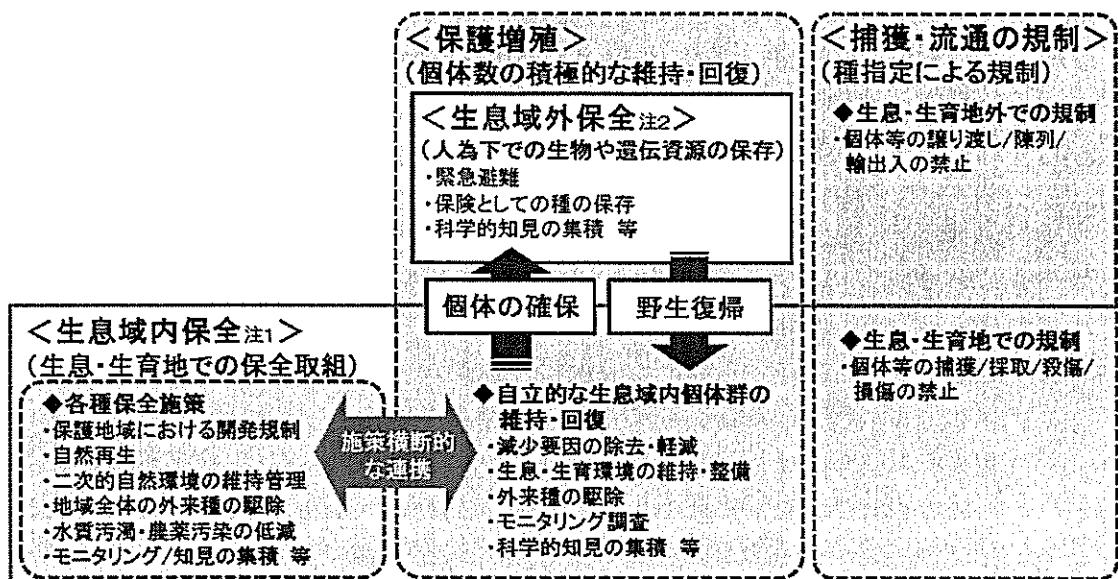


図1 絶滅危惧種の保全対策の相互関係

注1 生息域内保全を、「場に着目した保全」「保護増殖(生息域内個体群の維持・回復)」及び「捕獲・流通の規制」の3つに区分した。「場に着目した保全」はその場所の自然環境を、「保護増殖(生息域内個体群の維持・回復)」では個別の種を保全の対象とするが、具体的な対策は共通する場合がある。また、双方の横断的な連携も生息域内保全に含まれる。

注2 生息域外保全(個体の確保を含む)及び野生復帰は生息域内保全の補完であり、特に野生復帰は実施による各種の悪影響等を勘案し、必要に応じて実施するものである。

- 保全の実施にあたっては、種の分布や遺伝的多様性の状況にも配慮し、保全の対象とする適切な範囲(保全ユニット、保全単位)を明確化することが肝要である。例えば、淡水魚類等の種のように水系ごとの隔離的な分布状況で、遺伝的に異なる特性を持つ地域個体群ごとの保全が必要なものがある一方で、渡り鳥等の種のように、広く繁殖地、中継地及び越冬地間での連携した保全が必要ものもある。
- また、地域住民の保全に対する理解と協力も重要であり、対象種による農林水

産業などへの被害があるような場合には、被害の軽減など、地域社会と共生した保全を図ることが必要である。

(2) 生息域外保全と野生復帰の考え方

- 絶滅危惧種の保全は、その種の生息・生育地内においての保存を図ることが基本であるため、生息域外保全はその補完として活用する。
- 生息域外保全は、生息域内における同種個体群の絶滅のおそれに対応した目的設定（緊急避難、保険としての種の保存、科学的知見の集積）が必要である。また、生息域外保全を実施する種の選定に当たっては、基本的には当該種の生息域内での種の存続の困難さの高い種が優先される。しかし、比較的種の存続の困難さが低い種であっても、将来的に絶滅の危険性が高まることが予測される場合は、早い段階から飼育・栽培・繁殖技術等に係る科学的知見の集積を行うことも必要である。
- 絶滅危惧種の生息域外保全及び野生復帰については、生息域内保全の補完として、生息域内の個体群の復活又は補強に有効な手段と考えられる。ただし、野生復帰については、実施する場所の生態系やその場所の個体群に対して悪影響を与える危険性もある。このため、実施した場合の効果と悪影響の可能性を十分に検討して必要性を評価するとともに、実現可能性を検討し、その目的や手法に応じて計画的に実施する必要がある。
- 絶滅種（EX）については、国外の同種個体を野生復帰（再導入）することで対象種を復活させる可能性はあるが、実施をの前に多面的な検討が必要である。例えば、国外に存在する種と絶滅した国内種との同一性、再導入する種の生態や再導入先の生態系に果たす役割及び影響、再導入する個体の確保のための具体的方策（個体の確保、繁殖技術、繁殖実施主体及び繁殖場所、再導入場所、費用やスケジュール等）、再導入先により定着可能な生息・生育地環境の条件、地域の理解や合意形成等の社会的条件、再導入する種の個体の扱いに関する原産国の同意や同種個体の確保による本来の生息地への影響等を十分に検討する必要がある。

3. 各種制度の効果的な活用

- 絶滅危惧種の特性や減少要因等の状況に応じた対策を適切に選択する。そのため、関連する既存の様々な法令及び各種制度について、その目的や適用の考え方などそれぞれの特性や状況を把握したうえで、相互の組み合わせも含めた効果的な活用を目指す。
- 具体的には絶滅危惧種の保全を推進するに当たって、まずは、種の保存法に基づき、捕獲や流通等の規制が必要な種をはじめ、同法による対策が効果的な種の指定を一層推進する。同法の生息地等保護区は、種の特性や置かれた状況から、その種の個体の生息・生育にとって重要な役割を果たしている区域をきめ細かに保護を図る制度であるため、小面積でも特に重要な区域を保護することが有効な種に対し、種指定とともに生息地等保護区の指定を推進していく。その際、里地里山等の二次的自然において、維持管理の体制とともに生息地等保

護区を活用することも検討していく。また、生息・生育地の維持・再生を図るだけでは不十分であり、個体数の積極的な維持・回復が必要な種については、保全手法や保全技術、体制等がある程度整ったものから保護増殖に取り組む。

- 種の保存法以外の保護地域制度に関しては、各制度の目的や規制内容等を踏まえつつ、絶滅危惧種の保全にあたってそれらの制度の活用を検討する。
- 自然公園は、特定の種の保全を目的とするものではないが、区域面積が大きく、絶滅危惧種の生息・生育地及びそれを取り巻く生態系を広く保全する施策として有効であると考えられ、地域指定や地域内のゾーニングの際には、それらの地域の絶滅危惧種の生息・生育環境を保全するという視点を持って行う。また、規制をかける動物及び植物の指定を行うにあたっては、環境省レッドリストの絶滅危惧種を考慮する。
- 鳥獣保護区は、多様な鳥獣の生息環境を維持・管理することにより、鳥獣の保護を図ることを目的に指定されているものである。希少鳥獣の生息地等については、保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範に指定するなど、絶滅危惧種の生息・生育環境の保全にも配慮しつつ、区域の指定・更新を行う。
- 絶滅危惧種の重要な生息・生育地において外来種やシカ等の中大型哺乳類の影響がある場合には、優先的に防除が実施されるべきである。これらの地域では、外来生物法に基づく特定外来生物等の効率的かつ効果的な防除等を生態系管理の一環として計画的に実施するなどの対策の推進を図る。なお、シカ等の中大型哺乳類の対策については、鳥獣保護法に基づく特定鳥獣保護管理計画等による都道府県や市町村の捕獲等の取組との連携が重要である。
- 対象種の特性や分布状況等によっては、個々の生息・生育環境の積極的な改善や、複数の生息・生育地間のつながりの確保も検討する必要がある。保護区域内での改善の取組、自然再生推進法や生物多様性地域連携促進法の活用の他、法令以外の様々な制度による施策も含め、多様な主体の連携による取組の推進を図る。また、他省庁や地方公共団体による施策との連携も図っていく。
- 中大型哺乳類、猛禽類など行動圏が広い種、また里地里山的な二次的自然環境に生息・生育する種については、保護地域による規制だけでは不十分な場合や、保護地域の設定による行為規制が望ましくない場合があることから、保護地域外における持続可能な農林水産業の推進や、開発時の絶滅危惧種への配慮などが重要である。

4. 知見及び技術の集積と共有

- 保全の推進にあたって、絶滅危惧種の科学的知見（分布、個体数、繁殖等の生態、好適環境等）や現在の生息・生育の現状、保全状況等に関する情報、保全手法や保全技術等の蓄積と各関係主体間の共有が重要である。
- 保全の進捗状況を評価するための仕組みの整備も重要であり、環境省が中心となって、各主体による絶滅危惧種の保全の取組に関する情報を収集し、我が国全体としての保全の取組がどの程度進んでいるかを客観的に示すことで保全対策に活用できるように、それらの情報を指標等の形でわかりやすく提供することが求められる。

5. 保全の体制等のあり方

- 可能な限り多くの絶滅危惧種の保全を実現するためには、制度運用の強化が重要であることから、保全の取組の主体となる地方環境事務所を中心に人材や予算等の確保に努める。また、多様な主体の参画を進めるための効果的な連携体制の整備や国民の絶滅危惧種の保全に対する関心と理解を高めていくことも不可欠。
- このため、具体的な保全の取組を実施するなかでも、多様な主体の参画や理解の促進に繋がる方法が考慮されることも重要。例えば、保護増殖事業において、その事業の目的に影響を与えない形で、対象種を公開する等の対外的に取組を紹介する方法を検討することが考えられる。

第5章 施策の展開

1. 絶滅危惧種に関する情報及び知見の充実

(1) 絶滅危惧種の生態及び生息・生育状況に関する情報の蓄積

- 特に、絶滅危惧種の分布や生息状況の情報は、保全の取組にかかる優先度の決定や、具体的な保全施策の決定に有効である。このため、これらの基礎的情報のモニタリングや、情報の蓄積のための体制を、既存の関連する様々な情報整備の枠組の活用も含めて検討していく。

(2) レッドリスト及びレッドデータブックの整備

- レッドリスト及びレッドデータブックの整備及び定期的な見直しを引き続き推進する。なお、現行の環境省レッドリストでは対象外となっている海洋生物に関しては、適切な評価手法等を検討の上で、絶滅のおそれの度合いを評価することとしている。将来的には、その成果を踏まえ、既存のレッドリストと海洋生物のレッドリストの統合や掲載種の移動など、相互の関係を整理していく。

(3) 絶滅危惧種保全重要地域の抽出

- 効果的な保全の推進のためには、個々の種の情報だけではなく、保全上重要な場所を把握する必要がある。そのため、種の保全の観点から必要な空間スケールを考慮しつつ、絶滅危惧種（絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類）が集中する地域や、湧水や石炭岩地域等の特殊な環境に依存している種において、小面積であっても生存に不可欠な地域の抽出を行う。具体的な検討に際しては、生息・生育地の環境の維持・改善により効果的な回復が見込まれる特性を持つ種が対象に含まれるよう考慮する。ただし、当該情報は具体的な種の分布情報と関連するため、特に乱獲の対象となり得る種については、情報の取扱いには十分に配慮する必要がある。

(4) 絶滅危惧種の保全状況の評価

- 絶滅危惧種の保全状況を評価し、不足している対策や効果的な対策を検討するために、野生下での生息・生育状況や種の回復を阻害している現在における要因、多様な主体による保全実施状況等に関する情報を種毎に収集し、整理する。そのため、効果的な情報整備のために収集すべき具体的な項目やその収集方法

を検討するとともに、関係者との情報共有のあり方や情報の取扱い方法を検討する。その際、対策の優先度の考え方を踏まえ、絶滅危惧 I 類（1,997 種（ただし、魚類については第 3 次リスト種数））に該当する種から情報の収集を行う。

- また、絶滅危惧種の保全に関する点検は、10 年程度を目途に定期的に実施する。次の点検に関しては、愛知目標の達成状況の点検との関係で適切なタイミングで行う。なお、生息地等保護区や保護増殖事業等の種の保存法の執行状況についても、定期的な点検・見直しを行う。

2. 絶滅危惧種の保全対策の推進

（1）優先度の考え方を踏まえた保全の取組

- 絶滅危惧 I A 類 (CR) 又は I 類 (CR+EN) のうち特に絶滅のおそれが高く、法的規制の不十分な種から、種指定をはじめとする種の保存法の活用の有効性の検討を進める。なお、捕獲圧がある種や個体数増加の困難な種などは、絶滅危惧 I B 類 (EN) を含めて対策を検討する。(○種) また、レッドリストのカテゴリーにかかわらず、急激な生息・生育環境の悪化や減少要因の増大等により、緊急の対策を要すると判断される種についても、種指定等の対策を行う。
- 我が国の中でも特に重要な生態系がみられ、固有種も多い小笠原諸島や奄美・琉球諸島については、自然公園等による保護区域の取組や外来種対策等と連携し、効果的な絶滅危惧種の保全方法を検討する。その際、絶滅危惧 I 類 (CR、EN、CR+EN) に限らず、絶滅危惧 II 類 (VU) についても念頭に置く。(○種)
- 絶滅危惧種保全重要地域の抽出や保全状況の評価結果を踏まえ、種の保存法以外の既存の制度や事業等の活用も検討するとともに、関係主体との連携を図る。
- 絶滅危惧 II 類 (VU) の中でも広域分布種で全国的に減少傾向にあるなど、保全対策の方法について情報の共有が有効な種に関しては、各地で実施されている取組などの情報の収集・整備と効果的な保全対策のあり方の検討を行い、全国的な保全取組の推進を目指して、保全に関するガイドラインの作成に取り組む。

（2）保全手法及び保全技術の開発と普及

- 具体的な事業の実施や既存の事業からの情報収集や分析・評価等により、体制の構築や合意形成手法を含む保全手法と、生息・生育地の維持・改善技術や増殖技術等の科学的な保全技術について、必要な開発と普及を推進する。その際、各分類群内では共通する課題も多いため、分類群単位で特に保全手法や技術の整備が立ち後れているものを念頭に取組を行う。また、生息環境の視点から、分類群を横断して複数の種に共通する保全手法・技術についても取り組む。特に里地里山的な二次的自然環境を維持管理することによる該当種の保全の取組が必要な場合については、地域における取組の情報を収集し、課題と保全方法を検討する。
- 生息域外保全の関係では、日本動物園水族館協会、日本植物園協会、全国昆虫施設連絡協議会及び研究機関等とも連携し、飼育繁殖技術の開発が遅れている分類群を抽出し、その開発を行うなど、適切な手法及び技術を蓄積していく。

3. 多様な主体の連携及び社会的な理解の促進

- 基盤となる絶滅危惧種に関する各種知見の集積や具体的な保全の施策の実施において、関係省庁や地方公共団体との適切な役割分担や協力体制の形成のため、連携の強化を図る。特に都道府県の担当部局との情報共有の体制整備を推進するとともに、個々の保全の取組においても更なる連携を図っていく。
- 具体的には、本保全戦略に示した基本的考え方をはじめ、施策の実施及び推進に有益な絶滅危惧種の保全の考え方、保護増殖事業等により得られた具体的な保全手法や技術等を積極的に地方公共団体と共有することで、地方公共団体の取組を支援する。
- また、本保全戦略に示した絶滅危惧種保全重要地域や保全状況の評価に関する情報についても、捕獲・採集を誘発する危険性がある絶滅危惧種の分布情報等が適切に管理されるよう、情報管理の体制を形成した上で、関連行政機関との共有を図っていく。これらの情報のうち、社会的な理解の促進と絶滅危惧種の保全に有益と考えられる情報については、適切な方法を検討したうえで、公開を図っていく。
- 生息域外保全に関する基本方針や野生復帰に関する基本的な考え方等、絶滅危惧種の保全に際して重要な考え方については、地方公共団体に限らず絶滅危惧種の保全に取り組む主体と共有することが重要であり、日動水等の関連機関とも連携して普及広報を図る。
- 採取圧のある絶滅危惧種について監視活動や保護増殖の取組等、個々の保全の取組において、全国規模の専門団体のほか、博物館や地方公共団体の自然系調査研究機関、農林水産業の試験場、大学といった各地域の専門機関及び種の保存法に基づく希少野生動植物種保存推進員や市井の有識者等の絶滅危惧種の知見を有する者との連携を推進する。また、地域住民、専門家、市井の有識者、NGO、農林水産業従事者、民間企業、各種基金等の多様な主体の参画（知見、技術、人員、土地、資金等の提供）を促進するために効果的な連携体制の検討を進める。その一環として、保護増殖事業等の取組について、対外的に紹介することを通じて企業をはじめとする多様な主体の参画や協力を募るマッチングの仕組みを検討する。
- 絶滅危惧種の保全について国民の幅広い賛同と理解も重要であり、絶滅危惧種の危機の状況や保全の必要性、実際の保全の取組等について、広く普及広報を行う。普及広報のために保護増殖事業等の取組を公開する場合には、保護増殖の取組に与える影響と公開による効果を勘案し、地域住民をはじめ関係者との合意形成を図りながら公開の方法を検討していく。